

## 調布市景観基本計画（素案）パブリック・コメント結果

策定に当たり、平成24年2月6日（月）から2月27日（月）まで22日間、パブリック・コメントを実施しました。実施結果については、次のとおりです。

提出者	提出件数
個人	86件
法人	0件
合計	86件

番号	分野	意見・要望	市の考え方
		はじめに：パブリックコメントの意見の概要を作成するにあたって、提出者の意見の趣旨を曲げられることがあるので、無断で要約しないこと。要約する必要がある場合は、必ず意見提出者の了解を得ること。なお、要約不要になるように簡潔に記載したつもりである。	パブリック・コメントは、市民の方々のご意見を伺い、市民意見を考慮した政策等を作成していくための手続きです。強いご要望もございましたことから、極力、原文のまま掲載させていただきました。
1	計画全般	(2ページ 景観の捉え方)「見える部分」だけでなく「見えない部分」も含めること、「絵はがきになるような景観だけでなく、多くの市民が日常的に眺める身近な景観に注目」すること。これらはとても大切なことだと思います。これまで、「景観」というと「美しい風景」といった狭い意味に限定して解釈されることが少なくなかったのですが、私たちが生活している空間とそのなかで私たちがどう感じているか、という視点で「景観」を捉えることが必要と考えます。その点で、「眺める」という言葉は、外側から「景観」に対してニュアンスがあるので、他の表現に置き換える工夫をしたほうがよいと思います。	
2	計画全般	地域ごとの観光資源の違いに着目している点はとても素晴らしく思います。	
3	計画全般	調布市景観基本計画(素案) 景観を広範に捉え過ぎた計画となっている。欲張りすぎて「絵に描いた餅」とならないよう、重点を絞って、確実な実行を目指した計画とすべきと考える。	
4	計画全般	・「景観とは」、「景観の課題」など、景観(法)について、もっとしっかりとした説明を市民にわかりやすく記載すべきである。美しい写真をならべるだけでは景観についての市民の理解は深まらないし、景観価値を高める主体である市民の共通認識が高まらない。右脳と左脳の両方で認識する必要がある。	景観の定義については、今回のパブリック・コメントでいただいた意見などからも伺えるように多種多様な考え方や捉え方があります。また、景観については学術的にも様々な定義があり、景観に関する基本法である景観法においても定義されていません。このような景観という言葉が持つ多義性を踏まえ、景観基本計画の検討にあたっては、市民検討会や策定委員会で意見などをいただきながら、序章はじめに「2 計画における景観の捉え方」に記載のとおり整理させていただきました。
5	計画全般	景観の前提にまず生活の快適さ、気持ちよさを据えるべきで、景観はその延長上にあり、生活と遊離したところでの景観は単なる眺める美観です。どうも素案は景観と美観を勘違いしているようです。	良好な景観形成のためには、まず、景観に対する意識を持っていただくことであり、どのように景観形成を進めていくかという目標を持ち、関わる人々が自らの役割を認識し、実際に行動することであるとと考えております。
6	計画全般	生活の快適さ、気持ちよさの基本になるのは小さな生活圏です。日常の生活が高齢者の足でも歩いて用が足せる、そのような生活圏をまず実現すべきであり、そのためには例えば大型店舗ではなく小さな小売店が身近に必要だとも思います。そして3・11後の地方自治体の課題はエネルギーと食料の地域自給であるはずで、市内の都市農業で市内の食料を、太陽光発電で電気をまかなう自給体制を整え、これらの実現の上に景観の課題が具体化してくるとおもいます。こうした前提を抜きにした景観は無意味です。冒頭、市長の本気度と体制のあり方を問題にしたのはこのような考えからです。	いただいたご意見などを参考にしながら、今後、策定予定の景観計画の中で、良好な景観形成について市民、事業者、市の三者の共通の認識が高まるよう、表現の工夫などに努めていきます。
7	計画全般	景観基本計画に対する基本的な考え 景観法に基づき、東京都の景観計画及び関連法規に基づき調布市が景観行政団体へ移行し景観法に基づき行政を運営することに賛意を表します。 景観法は2004年平成16年に公布、施行された。この策定の背景は国立マンション訴訟が契機であり、景観の文言が法律的にも認知された。3.11以降を踏まえ景観に関しても次のことを再確認したい。 景観法は美しい国づくり政策、観光立国を論拠としている面もあるが景観は美的な面ではなく景観の中で生活する人々の生活そのものが景観であること、さらに生活を通して洗練されていくものであることが前提で、この生活の景観を大切にする。そして住民発意でこの景観を大切にする。 このことを今回の調布市景観基本計画に明確に記載すべきである。	
8	計画全般	現状の何が問題か、何が良くないのか、何を改めなければならないかという、批判的な現状認識が希薄です。現状の良くないところを、ありのままに認識するところから、課題が見えてきます。素案に記述や掲載写真は、一見してきれいなところに偏っていると思います。	景観は、一個人の主観の私有物でなく、複数からなる人々の主観の共有物であり、美の基準は客観的なものだけだとは限らず、間主観的(バラバラに見える複数の主観に共通のものがあること。主観と客観の間)な価値観によって評価が生み出されるものであり、一義的に景観の良否を判断することは困難です。
9	計画全般	景観法の主たる目的のひとつは「基礎自治体が動ける枠組みをつくる」こと。基礎自治体が景観法をフルに使いこなして、良くないところを直していく積極的な取り組みをしなければ景観法ができた意味がありません。この素案では、調布市は何を独自の課題としてどこに力を注いで動くのかという、目的意識が明確ではありません。	良好な景観形成のためには、まず、景観に対する意識を持っていただくことであり、どのように景観形成を進めていくかという目標を持ち、関わる人々が自らの役割を認識し、実際に行動することであるとと考えております。
10	計画全般	良いことがたくさん書かれていますが、これらを実現する市長の本気度はどの程度ですか？	そのため、調布市では、個性的で魅力あふれる調布らしい景観をつくりはぐくんでいくため、市における景観行政の指針として景観形成の基本的な考え方を景観基本計画として示し、市民、事業者、市の三者の景観に対する共通認識を高め、協働で調布市の景観づくりを推進していくことを目的に策定します。また、景観基本計画の考え方をもとに、景観法を活用した景観計画の策定に取り組んでいきます。

番号	分野	意見・要望	市の考え方
11	計画全般	主語が不明確です。大部分は市の施策として、これこれをやりますと書いているのだと思いますが、そのような記述では「市は」という主語を入れて主体性を明確にすべきです。一方で、景観の価値を発見し、高めていくのは市民自身です。そういった面の記述では「市民は」と主語をはっきり書くべきです。	景観基本計画は、市における景観行政の指針として景観形成の基本的な考え方を示すものとして作成するものですので、市民の方々が主体の場合は明記させていただいています。 また、ご意見のとおり、景観の価値を発見し、高めていただく主体は市民の方々ですので、景観基本計画を含め市の景観まちづくりへの取組についてご理解いただけるよう努めていきたいと考えます。
12	計画全般	・本計画素案の全体構成をわかりやすく 本計画素案は調布の景観特性から推進方策までを川上から川下へ流れるようにテキスト化しています。しかし、世代を超えて受け継がれていけるように中学生や高校生のような若い市民にも、また文字を読むのがなかなか大変な高齢の市民にも視覚的に一目でわかりやすいイメージ図のようなものを加えていただければと思います。別紙に例えばこんなものという意味でイメージ図の案を添付させていただきました。	ご意見を踏まえ、本計画の全体構成の流れ図を、参考資料として掲載させていただきます。今後も良好な景観形成について市民、事業者、市の三者の共通の認識が高まるよう、表現の工夫などに努めていきたいと思います。
13	計画全般	・景観（法）関連用語の説明を巻末に記載すること。 景観行政団体、景観協定、景観計画、景観計画区域、景観重要建造物、景観重要公共物、景観重要樹木、景観農業振興地域整備計画、景観整備機構、景観協議会、住民等による提案制度、景観地区、準景観地区、景観協定、特定届出対象行為、屋外広告物、景観緑三法、建築協定、重要文化的景観、などについて記載することも景観（法）の理解に欠かせない。	景観（法）関連用語の説明を、参考資料として記載させていただきます。
14	計画全般	(2ページ 景観の捉え方) 「景観資源」という用語は生硬です。もっと具体的でわかりやすい言葉を使ってください。	景観資源とは、環境省の環境アセスメント用語集によると景観構成要素の別名であり、自然景観資源、人文景観資源、自然人文景観資源に大別されます。 また、自然景観資源とは、天空、高い山、低い山、岩石、海、河川、湖沼、水辺、田園、広葉樹林、針葉樹林、動物、植物、ふるさとの風景、鎮守の森などの自然物を、人文景観資源とは、歴史的建物、橋梁、ダム、道路、港湾、鉄塔、電柱、電線、造成地、裸地、草地、耕地、集落、寺、神社、教会、塔、城跡、庭園、船舶、列車、自動車、看板などの人工物を、自然人文景観資源とは、溪谷を背景にした橋梁、丘陵と集落、海と航行中の船舶、道路と走行中の自動車、森林と神社、山岳と史跡、田園と城跡などのように、自然要素と人文要素が一体になったものをいうと定義されています。 以上の概念を一言で表す用語として「景観資源」を使用しています。
15	計画全般	景観キーワード 調布八景、武蔵野の道、「調布」の由来、富士見〇〇、〇〇夜桜、切通し、石垣、湧水、谷戸、茅葺家、ケヤキ並木、サクラ並木などを盛り込んでもらいたい。	景観資源については、市民検討会で整理したものや過去のワークショップ、アンケート、調査や地域別街づくり方針で整理したものなどをもとに抽出させていただいております。ご意見いただいたキーワードについても、網羅的ではありませんが、記載や写真掲載させていただいております。
16	計画全般	市民参加 学生の意見や子供の感性（アンケートで収集）を反映した計画策定をすべき。また守る仕組み（地域美化活動）も計画に入れ込むべきである。	景観基本計画策定にあたって、景観に関する意識調査として無作為抽出によるアンケートを実施しました。また、市民検討会の設置にあたって幅広い年代層からの意見をいただくため、市民検討会の年代構成のバランスにも配慮しました。 今後も、次代の景観形成を担う子供たちに対する景観学習の充実は大切であると認識しておりますので様々な工夫をしていきたいと思います。
17	計画全般	・本計画説明会のありかたについて 本計画説明会は2月7日開催一回のみでしょうか？ 序章の計画における景観の捉え方に「地域固有の景観資源の価値を共有し、景観を熟成します。」とあります。また、「地域別まちづくり方針」や他計画との関連性もあります。本計画説明会のありかたとして、たとえば地域別まちづくり方針の地域別に市民に対し直接説明をするべきではないでしょうか。	良好な景観形成のためには、まず、景観に対する意識を持っていただくことであり、どのように景観形成を進めていくかという目標を持ち、関わる人々が自分の役割を認識し、実際に行動することであると考えております。今後は、説明会を含め、第3章 景観まちづくりの推進方策「3 景観学習の充実による担い手の育成」に記載のように、市民の皆様に景観に関する取組についてご参加いただく機会を設けるとともに、内容に工夫を凝らしながら、より効果的なものとなるよう努めてまいります。また、そのような市民参加を促進するために十分な周知、PRに努めてまいります。

番号	分野	意見・要望	市の考え方
18	序章 策定の背景と 目的	(1ページ)「豊かな自然と都市活動が競合しながら、まちが形成されてきました」とあるが、理解しにくい文です。そもそも「自然」は人間による都市活動と競い合う主体でしょうか。競合してきたのは、自然を守ろうとする力と壊そうとする力であり、どちらも人間の活動です。だから、「豊かな自然を守ろうとする施策と都市活動が競合しながら」とすれば、文としては成り立ちます。しかし、実際には「豊かな自然」を「都市活動」が一方的に壊していった過程だったのではありませんか。	
19	序章 策定の背景と 目的	<p>・P.1 1 景観基本計画策定の背景と目的</p> <p>全体的に景観保護、育成についての危機感が薄い、きれいすぎる文章である。調布市の行政、事業者、市民が行ってきたことや、その結果としての将来に向けた現状認識を厳しくとらえ、書くことが必要である。</p> <p>自然を破壊しながら、道路や住宅などの都市開発がなされてきた。人口減少・少子高齢化社会の入り口に来ている今も、崖線の緑を分断する道路計画、周辺の景観と合わない大規模店舗やマンション開発などが、市民の十分な合意を得ないまま進んでいる。このような厳しい現状認識の上に立って、この基本計画で何をしようとしているのか、何ができるのかを記載すべきである。</p>	<p>策定委員会や市民検討会の議論において、調布は緑と水などの豊かな自然環境のなかにありながら、都心に近い立地特性を生かし、自然環境と都市環境が調和を図り、混じり合いながら、現在の調布の景観を形づくってきたとの意見を多くいただきました。また、道路整備や宅地開発が必ずしも景観を阻害するものではないと考えています。都市活動が市民生活に根づいた景観をつくっており、自然破壊の議論のみで景観を議論することは適切ではないと考えます。都市を効率的、機能的に整備していく一方で、景観に配慮したまちづくりを推進していくことが大切です。</p> <p>なお、ご意見を踏まえ、序章 はじめに「1 景観基本計画策定の背景と目的」中の該当箇所について「豊かな自然と都市活動が調和を図りながら」と表現の適正化を図ります。</p>
20	序章 策定の背景と 目的	<p>・P.1 1 景観基本計画策定の背景</p> <p>5～6行目 「豊かな自然と都市活動が競合しながら」を「豊かな自然を都市活動が侵食しながら」に改めること。</p>	
21	序章 策定の背景と 目的	<p>・P.1 1 景観基本計画策定の背景</p> <p>「「地域別まちづくり方針」を策定し、市民との協働により景観資源の発掘を行うなど、景観づくりに向けた取組を進めています」を「「地域別まちづくり方針」を策定し、景観については、市民との協働により武蔵野の自然景観の保全やうのおいのある都市景観の形成という、方針を示しました。」に改めること。</p> <p>「地域別まちづくり方針」のなかで、①「景観」は、交通、環境、福祉など7分野のうちのひとつ、one of themであり、また、②「景観資源の発掘を行う」だけでは適切な表現でない。たとえば、都市計画道路が崖線を破壊することなどの危機感が明示的ではないが「武蔵野の自然景観の保全」に表現されている。③「景観づくりに向けた取組を進めています」とあるが、具体的にどのような取組を進めているか示された。</p>	<p>ご意見のとおり、「「地域別まちづくり方針」を策定し、景観については、市民との協働により武蔵野の自然景観の保全やうのおいのある都市景観の形成という、方針を示しました。」に修正します。</p> <p>また、本計画の検討にあたっては、市民目線からの市の良好な景観まちづくりに関する意見をいただくため、公募や無作為抽出による依頼により、市民検討会を設置し、身近な景観資源の発見、共有などを行い、「市民景観まちづくりビジョン」による提言もいただくなど景観づくりに向けた取組を実施しています。</p> <p>今後も、継続的に、市民参加を働きかけ、良好な景観形成に向けた地域ぐるみの取組へと広がっていきたいと考えております。</p>
22	序章 計画の位置づ け	<p>・P.3 3 計画の位置づけ</p> <p>「調布市都市計画マスタープラン」が上位計画であるならば、そこから「調布市景観基本計画」へ直接矢印で結ぶこと。現在の図では直接の上下関係が表現されていない。</p>	<p>ご意見を踏まえ、景観基本計画の位置づけの図示を工夫させていただきます。</p>
23	序章 計画の位置づ け	<p>(3ページ 計画の位置づけ) 上位計画として都市マスタープランがあることが、文章で説明されています。しかし、図では「街づくり条例」や「地域別街づくり方針」が間に入っているように見えます。図示の仕方に工夫が必要です。</p>	
24	序章 計画の位置づ け	<p>・P.3 3 計画の位置づけ</p> <p>「東京都景観計画」との関係性を詳しく記載すべきである。</p> <p>現在、調布市域の景観は東京都の景観計画によって守られているが、今後、調布市が景観条例を制定し、景観行政団体になり、調布市景観計画を策定することで、東京都の景観計画の調布市域を引き継ぐことを記載すべきである。</p>	<p>景観基本計画においては、東京都景観計画との整合を図る旨を、序章 はじめに「3 計画の位置づけ」に記載させていただいております。</p> <p>調布市は、今後、景観に関する取組を推進し、景観行政団体へ移行するため、東京都と協議してまいります。景観行政団体移行後、東京都景観計画の考え方を継承しながら、地域の特性を踏まえた、よりきめ細やかな景観施策に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>なお、参考資料として、本計画策定後の景観計画の策定、景観条例の制定などを含む景観行政団体移行に向けた景観行政の進め方について記載させていただきます。</p>
25	序章 計画の位置づ け	<p>・P.3 3 計画の位置づけ</p> <p>今後進められる景観行政のなかでの「調布市景観基本計画」の時間軸における位置づけも示すこと。</p> <p>「調布市景観基本計画」を策定して終わりではなく、出発点だから、そこから先の見通し(遠景)をまず示すことが最も重要でないか。「調布市景観基本計画」と今後策定されるであろう「景観条例」「景観計画」、また、ひきつがれるべき、「東京都景観計画」との関係や、景観行政団体などの関係などを記載すべきである。</p>	<p>景観基本計画は、今後景観まちづくりに取り組んでいく上での市における景観行政の指針として景観形成の基本的な考え方を示すものです。</p> <p>今日享受している景観は長い年月を経て先人の営みが積み重なった結果として形成されたものであり、今後私たちが永続的に景観形成に取り組む必要があることから、景観基本計画の明確な到達点や目標年次を示すことは困難であると考えます。</p> <p>なお、参考資料として、本計画策定後の景観計画の策定、景観条例の制定などを含む景観行政団体移行に向けた景観行政の進め方について記載させていただきます。</p>
26	1章 景観特性	<p>・P.8 仙川崖線</p> <p>仙川崖線を「市内国分寺崖線のうち、仙川沿いの崖線区域の呼称」とあるが、出典を示されたい。</p>	<p>調布市緑の基本計画改定版からの引用です。</p>

番号	分野	意見・要望	市の考え方
27	1章 景観特性	<p>・P.8 (5) 緑の現況 P. 6の人口の推移の図と対比できるような、緑の推移を示す図を追加すること。調布市における緑の減少を直視することは景観保護においても重要である。</p>	<p>景観特性を考えるうえで、緑の現況を記載している箇所であり、緑の現況については調布市緑の基本計画で詳細に記載されております。また、景観課題や基本方針の中でも、緑の保全などを記載しています。</p>
28	1章 景観特性	<p>・P. 10～35 2 景観特性 どのようなプロセスで5つの景観特性に整理されたかについては問わないが、P. 11～35に掲載されている写真が一見美しく見えるものに偏っていないか。その悪しき結果として、ア prioriに次章の景観課題が整理されていることにつながっているのではないか。 正しい現状認識のためには、多様な価値をもつ景観だが、よい景観だけでなく悪い景観も示すべきである。現実を直視するためには、アングルをえらんだり、トリミングせずに、近景、中景、遠景を美醜にかかわらず価値中立的に集めたり、あるいは、ある価値観によって悪い（醜い）景観も発掘することが、重要である。これらの良悪両方の写真は、むしろ次の章に掲載するのが適切である。</p>	<p>景観は、一個人の主観の私有物でなく、複数からなる人々の主観の共有物であり、美の基準は客観的なものだけだとは限らず、間主観的（バラバラにみえる複数の主観に共通のものがあること。主観と客観の間）な価値観によって評価が生み出されるものであり、一義的に景観の良否を判断することは困難です。 景観基本計画の特徴として、絵はがきになるような美しい景観だけでなく、身近な日常生活の景観にも着目して取り上げている点があります。 景観基本計画に掲載している写真は、市民検討会において身近な日常生活の景観をテーマとしたワークショップの中で市民委員の方が撮影、提供いただいたものなどで、掲載にあたっては、個人情報保護などの配慮以外からの加工は特段施していません。</p>
29	1章 景観特性	<p>市民に素案として提示するのであれば、今回のような「美しい」写真ではなく、むしろ醜い風景・まち・区域と不便・不自由な生活を映し出し、それをどのように変えていくか、という方法を取った方が市民の問題意識が喚起されるとおもいます。</p>	
30	1章 景観課題	<p>概要版9P 2 景観課題 課題として説明してあるが、①現状での問題だと思える景観をあげる。添付されている写真は現状の景観を撮影してあるが、これが良いのか残したくないのか分らない。②こんな景観は残したくない例も挙げる。 このことも課題とする。</p>	
31	1章 景観課題	<p>・P. 36～37 3 景観課題 景観課題が無前提に整理されている。また、簡潔に箇条書きで記載されているだけであり、これでは、多様な価値観を持った一般市民の共通認識は深まらない。それぞれの項目を文章、図表、写真などで具体的に説明すべきである。多分行政と業務委託業者が作成されたものであろうが、それを策定委員会で十分時間をかけて議論されたでしょうか。</p>	<p>景観課題は、その前で分析している景観特性を踏まえ、策定委員会においてもご議論いただき、整理を行ったものです。また、後の記述の基本方針、推進方策の検討にあたっての前提となるものとなっています。</p>
32	1章 景観課題	<p>第1章について ・37ページ「3 景観課題」の「(1) 地形変化が生み出す多様な景観」の項で、「・国分寺崖線などの斜面緑地面積の減少」とあるが、この項目だけが現状をそのまま記述するスタイルになっているのは、たいそう奇妙です。ほかは「～の保全」「～の景観誘導」「～の活用」などと、当為＝「やるべきこと」として記述しています。「斜面緑地の保全・回復」のように書くべきです。 ちなみに東京都都市計画局の『国分寺崖線景観基本軸の景観づくり』では「部分的に開発等により緑の連続性が分断されている場所においては、できる限り緑の回復に努めるものとする。」（5ページ 「4 景観づくりの基本方針」）として、緑地面積の減少をストップさせるだけでなく、失われた緑の回復を掲げています。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「国分寺崖線などの斜面緑地の保全」と修正させていただきます。</p>

番号	分野	意見・要望	市の考え方
33	第2章 基本目標	第2章の基本目標「人と自然が織りなす ほっとする暮らしがみえるまち 調布」について 確かに水と緑が織りなす景観は調布の大きな特性であり魅力ですが、この素案にも書かれているように、住宅地や商業地域という、いわば街あるいは街並という視点からの景観というのも景観上の問題も多いだけに大切な要素です。 そこで、例えば「人と自然が織りなすほっとする暮らしと街並のはぐくみがみえるまち 調布」というような街もしくは街並という言葉が入れないでしょうか。そのことで、自然から与えられる景観という受動的な姿勢だけでなく、市民や事業者や市が積極的に景観ということに関わることが大切だというメッセージにもなると思います。	
34	第2章 基本目標	概要版2P「人と自然が織りなす ほっとする暮らし・・・」でのほっとするとはどのようなことかどのような意味なのか説明あるいは定義が必要。	
35	第2章 基本目標	<p>(2～3ページ 景観の捉え方 計画の位置づけ)</p> <p>「景観」を市民の日常生活のなかで捉えるようとしている点を評価しますが、市民がどのような日常生活の空間を望んでいるのか、そのためにどのような都市計画(まちづくり)が必要なのか、という点をおさえておくことが不可決です。言い換えれば、景観基本計画のキャッチフレーズである「ほっとする暮らしがみえるまち」とは、どんな「まち」なのか。それによって、景観の見え方や価値が変わってくるからです。 私たちが望むのはこんな「まち」であり自治体です。こういう調布市になれば「ほっとする」ことができると思います。</p> <p>① 安全で快適な「まち」 災害に強く、公害を受けず、日当たりや風通しがよく、静かに暮らせる。(たとえば、幹線道路沿いで用途地域の境界で高層のマンションと2階建て住宅が接しているような景観は、雑然として美しくないだけでなく、そこでは快適な暮らしが困難になっている。だからこそ、美しくない。)</p> <p>② 身近な生活圏がしっかりしている「まち」 徒歩や自転車でかんたんに行けるエリアに、日常的な必需品が買って食事ができ、ご近所の人と出会える商店(大型スーパーではない)や食堂・カフェがあり、図書館分館、行政の窓口、集会所、ホームドクターになってくれるような医院・診療所、小学校なども揃っている。この生活圏は、小学校の学区とほぼ重なるぐらいの広さか。(たとえば、公共施設のデザインというようなレベルよりも、上記の点が「景観」としても大切)</p> <p>③ エネルギーや食の自給度が高く、持続可能な社会の基礎となる自治体 基礎自治体(市町村)として、エネルギーや食の自給、廃棄物の処理・リサイクルなどをできるだけ自立して行っている。(たとえば、都市の農地を「生産緑地」とすることで終わらず、食料自給・地産地消の現場と捉えること。都市河川でも小水力発電の可能性はある。→畑や川が暮らしとの関わりで見えてくる。)</p>	<p>基本目標については、「調布」という地名の「布」という文字が持つ意味や、調布のまちが都心に近接した立地にありながら、緑や河川などの豊かな自然環境の中で、市民が生活し活動を続けることにより、自然環境と都市環境がパッチワークのように混じり合い、織りなしながら、個性的な景観をはぐくんできたという調布市固有の景観特性を踏まえ「人と自然が織りなす」という言葉を用いました。</p> <p>また、「ほっとする暮らしがみえる」という言葉には、ここで生活する人々が、日常の暮らしの中でほっとするような時間を感じたり、訪れる人々がほっとするまちでありたいとの思いを込めて、市民検討会や策定委員会でいただいた意見などをもとに、景観まちづくりの基本目標を「人と自然が織りなす ほっとする暮らしがみえるまち 調布」としました。</p> <p>なお、ご意見を踏まえ、目標設定の経緯について記載をさせていただきます。</p>
36	2章 基本方針	景観まちづくりの基本方針 市内の画家に依頼して、5つの基本方針を読み説いた調布市の景観構造図として1枚の絵に描き表してもらいたい。	ご意見について、今後の参考とさせていただきます。
37	2章 基本方針	<p>・P. 40～54 2 景観まちづくりの基本方針</p> <p>「努めます」「目指します」「進めます」「図ります」「検討を行います」「働きかけます」「はぐくみます」「つくります」など様々な言葉が使い分けられているが、このような「行政用語」を普通の市民がわかるように定義して頂きたい。 これに関連して、この基本計画の適用範囲は何年度から何年度までを想定しているか示されたい。これは、PDCAサイクルによる評価にも関係することである。</p>	<p>景観基本計画は、市における景観行政の指針として景観形成の基本的な考え方を示すもので、個別具体の事業計画を定めるものではありません。一般的な事業計画とは異なり、いつまでに何を実施するというものではありません。</p> <p>また、今日享受している景観も長い年月を経て先人の営みが積み重なった結果として形成されたものであり、今後私たちも永続的に景観形成に取り組む必要があると考えます。このようなことから、景観づくりの明確な到達点や年限を設けることは困難と考えます。</p> <p>景観形成にあたっての個別具体の施策については、今後、景観基本計画に示す考え方をもとに、財政状況を踏まえつつ、必要性、優先性、費用対効果などを検証のうえ、良好な景観まちづくりの実現に向けて取り組んでまいります。</p>
38	3章 市民・事業者・市の役割	<p>・P. 56 1 景観まちづくりに向けた市民・事業者・市の役割</p> <p>景観まちづくりに関わる三者(市民・事業者・市)のなかで、主体となるのは市民であるべきで、そこを書き込むべきである。 たとえば、7行目に以下の趣旨の文章を追加すること 「なお、そのなかでも、とりわけ地域の個性や特徴を最も理解している市民が果たすべき役割は大きく、市民自らが主体となって考え、取り組む景観まちづくりは良好な景観形成の実現に欠くことができません。」</p>	<p>景観まちづくりの三者の中で、主体となるのは市民の皆様であると考えますので、ご意見を踏まえ、「とりわけ地域の個性や特徴を最も理解している市民が果たすべき役割は大きく、市民自らが主体となって考え、取り組む景観まちづくりは良好な景観形成の実現に欠くことができません。」と加筆させていただきます。</p>
39	3章 市民・事業者・市の役割	<p>・P. 56 事業者の役割</p> <p>事業者の「企業市民」としての役割をより明確にする語句を追加すること。 たとえば、最初の行を「事業者は企業市民として、安心して」、あるいは、最後の行を「、良好な景観形成を推進する企業市民としての役割を担います。」とするなど。</p>	<p>事業者の役割の記載については、ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例や地域別街づくり方針での記載を踏まえたものとなっており、企業を社会の一構成員とみなし、社会的責任を明確化していると考えており、素案原文のままでご意見の内容は伝わると考えます。</p>

番号	分野	意見・要望	市の考え方
40	3章 総合的な景観 施策の展開	・P. 57 景観行政団体への移行, 景観計画の策定, 景観条例の制定 調布市が東京都から引き継ぐにあたって, 現在の東京都景観基本計画を一層進めるものであることが重要であり, 後退させてはならない。そのために必要な体制などを整備すべきである。	
41	3章 総合的な景観 施策の展開	この基本計画の実現のためには市役所内の体制が重要だとおもわれます。多くの部局が関わる問題ですから, どこか一つの担当課が担うというような体制ではダメで, 少なくとも副市長が中心になって庁内をまとめるような仕組みにすべきであると考えます。	調布市は, 景観に関する取組を推進するため, 今後景観行政団体へ移行を目指します。景観行政団体移行後は, 東京都景観計画の考え方を継承しながら, 地域の特性に踏まえたよりきめ細やかな景観施策に取り組んでまいります。そのために, 第3章景観まちづくりの推進方策「2 総合的な景観施策の展開」に記載のとおり, 庁内における横断的な景観推進体制の検討や関係機関との連携体制の整備, 景観審議会の設置など, 景観形成の推進組織・体制づくりに取り組みます。
42	3章 総合的な景観 施策の展開	(57ページ 総合的な景観政策の展開) 景観基本計画を絵に書いた餅に終わらせず, 実行・実現させるための体制をしっかりとくってください。現在は都市整備部都市計画課が担当しているようですが, 部局の壁を取り払って, たとえば副市長をヘッドとするような実行機関を設けないと, 実行はおぼつかないのではないのでしょうか。	
43	3章 総合的な景観 施策の展開	・P. 57 景観形成の推進組織・体制づくり 「また, 地域の多様なまちづくり活動のネットワーク組織である地区協議会との連携も検討します」を 「また, 地域の多様なまちづくりのネットワーク組織である地区協議会や環境保護団体, 文化活動団体などと連携します」とすること。 景観保護育成の主体は, まず, 市民であるべきであり, また, 地縁的な住民組織である地区協議会よりも, むしろ目的追求型の環境保護団体や文化活動団体などの市民 組織と連携することが重要であり, これらの中には, 景観整備機構になり得るものもあろう。両方のチャンネルで住民, 市民の意識の底上げからはじめる活動を推進し, 市が支援することが重要であろう。	良好な景観形成は, それを支える人や組織の力が必要不可欠であると考えております。ご指摘のとおり, コミュニティは, 自治会, 地区協議会などの地縁型の地域を基盤に形成されるものと, NPOや各種活動団体などの地域を超え, 共通の関心・目的などから形成されるものに大別され, どちらも, まちづくりやコミュニティ活動を担う組織と認識しております。ご意見を踏まえ, 「また, 地域の多様なまちづくり活動のネットワーク組織である地区協議会などの市民活動グループとの連携も検討します」とします。
44	3章 総合的な景観 施策の展開	市民参加に関して, 市は学校区を単位とする地区協議会を考えているようですが, まちづくりや景観・環境問題で活動している市民グループや団体も入れるべきだとおもいます。	
45	3章 総合的な景観 施策の展開	・P. 57 2 総合的な景観施策の展開 「□ 景観を適正に評価する指標や基準づくり」という項目を追加すること 多様な価値観で評価される景観であるが, 景観価値を高める施策を効果的に推進するために, なんらかの指標や基準に基づいて適正に評価し, PDCAサイクルをまわすことが重要である。	景観基本計画は, 市における景観行政の指針として景観形成の基本的な考え方を示すものです。 また, 調布市の事務事業についてはPDCAシステムを採用していますので, 景観基本計画の考え方を踏まえた個別の景観施策についても同様に評価され, 見直しなど適宜検討していくこととなります。
46	3章 担い手の育成	概要版17P 1. . . . . 役割 市民の記述はあるもこの具体的な担い手の表現が乏しい。 「景観計画区域の策定の提案等NPOや住民の参加がしやすいように措置していること。」と明記する。	ご意見の内容は, 第3章景観まちづくりの推進方策「2 総合的な景観施策の展開」及び「3 景観学習の充実による担い手の育成」に記載しております。
47	3章 担い手の育成	(2ページ 景観の捉え方) (39ページ 第2章「景観まちづくりの基本方針」, 56ページ 第3章「市民の役割」にも関連) 景観の価値は, 市民の主体的な動きによって高められることを, 具体例をあげながら書いて欲しいと思います。 私たちは国分寺崖線の樹林地での保全ボランティア活動を通じて, 次のような経験をしています。価値を高めることには二つの側面があります。 ① その景観を構成する空間に市民が主体的に関わることによって, 景観への距離感や見方が変わり, 新たに愛着が生まれたり, 深まったりする。私たちは, 樹林保全の共同作業を通じて, あたかも「我が家の庭」のような感覚を共有できるようになった。ただし, この感覚は排他的なものではない。 ② その景観を構成する空間がより美しくなり, 機能的にも優れたものになる。安全性が高まり, アクセスしやすくなる。そのことによって, 新たな空間の利用が可能になることも。森を散策する人が増える。「森で歌う会」をはじめイベントの場として利用が, さらに来訪者を増やす。樹林の保全目的で間伐や枝打ちを行ううちに, 崖線上の富士山が見える視点場(ビューポイント)が「再発見」され, この冬は樹林内から富士山がよく見えるようになった。 ① と②は, 相互に作用し合って, その景観の価値をさらに高める。	ご意見のとおり, 景観の価値は, 市民の主体的な活動によって高められると考えます。景観づくりの担い手の育成のため, 市民の方々による景観に関する活動状況について, ホームページなどを活用しながら積極的な広報, 情報提供に努めてまいりたいと考えています。景観に関する市民活動の広報と情報提供については, 第3章景観まちづくりの推進方策「3 景観学習の充実による担い手の育成」に記載しております。



番号	分野	意見・要望	市の考え方
48	3章 推進方策全般	<p>・P. 59 4 景観まちづくりの具体的な推進方策 「具体的な推進方策について以下に例示します。」とあるが、「例示します」はどのような意味を持つのか、説明されたい。これらの方策は決定されたのか、されてないのか、また、それ以外の方策をどのようなプロセスで追加していくのか、など。具体的な推進方策が決定されない限り、この基本計画は進まない。</p>	
49	3章 推進方策全般	<p>・P. 59 4 景観まちづくりの具体的な推進方策 様々な方策が例示され、「推進します」「検討を行います」「図ります」「努めます」と締めくくられているが、景観法や景観計画との関係において実現可能性を示すべきである。また、調布市の事業としての実現可能性（計画年度や予算、具体的な事業内容）についても示されるべきである。</p>	<p>景観基本計画は、市における景観行政の指針として景観形成の基本的な考え方を示すもので、個別具体の事業計画を定めるものではありません。一般的な事業計画とは異なり、いつまでに何を実施するというものではありません。</p> <p>また、今日享受している景観も長い年月を経て先人の営みが積み重なった結果として形成されたものであり、今後私たちも永続的に景観形成に取り組む必要があると考えます。このようなことから、景観づくりの明確な到達点や年限を設けることは困難と考えます。</p>
50	3章 推進方策全般	<p>とくに第3章で、「検討します」「図ります」が多すぎます。「基本計画」という性格からある程度はやむをえないかもしれませんが、遅くとも「景観計画」策定までには、このような具体性のない表現をなくしてください。</p>	<p>景観形成にあたっての個別具体の施策については、今後、景観基本計画に示す考え方をもとに、財政状況を踏まえつつ、必要性、優先性、費用対効果などを検証のうえ、良好な景観まちづくりの実現に向けて取り組んでまいります。</p>
51	3章 推進方策全般	<p>景観まちづくりの具体的な推進方策 身近な生活空間/住宅地、駅前/商店街、都市農地において、・・・ガイドラインの作成を検討します。とあるが「検討」を削除すべき。 {理由} 具体的な方策なので、曖昧な表現でなく明確に言い切るべき。</p>	
52	3章 大規模開発	<p>・P. 60 大規模開発 仙川地区に出店した大規模店舗の色彩や形態などは周辺の景観と調和しているといえない。今後、このようなものに一定の規制がかかるような方策を速やかに推進されたい。</p>	<p>景観基本計画は、市における景観行政の指針として景観形成の基本的な考え方を示すもので、景観形成基準などの個別具体の規制誘導については景観計画で検討する予定です。</p>
53	3章 大規模開発	<p>・P. 60 大規模開発 工場跡地のマンション開発、大規模店舗だけでなく、墓地開発も予想される。これについても、景観の規制誘導を図ること。</p>	



番号	分野	意見・要望	市の考え方
54	3章 大規模開発	<p>第3章景観まちづくりの推進方策 4 景観まちづくりの具体的な推進方策 大規模開発 について</p> <p>調布市は調布市基本計画で「みんながつくる・笑顔輝くまち調布」, 「住み続けられるくらしづくり」を目差している。また, 調布市の街づくり条例前文では「愛情と誇りを持って住み続けることのできるふるさと」を目的としている。この観点から, 第3章4 景観まちづくりの具体的な推進方策の「大規模開発」について, パブリックコメントを述べます。</p> <p>住宅は, 修繕をくり返しながら住み続ける建築物です。鉄筋コンクリート製の住宅の寿命は50年～70年といわれ, 修繕をくり返していても, いずれ建替えなければなりません。</p> <p>鉄筋コンクリート製協同住宅(マンション, 団地など)の建替えは, 戸建て住宅の建て替えとは異なり, 総工費は高額になります。居住者は住宅の広さに応じて平等に資金を出さなければなりません。しかし, 居住者の経済的状況は異なるため, 余裕のない居住者の負担は大きなものになります。そして, 大規模団地の住民の年齢構成は, 調布市の平均的年齢構成とは異なり, 高齢者層の割合が多くなっています。年金暮らしの高齢者には経済的余裕のない人がいます。大規模団地において建替えが必要となったとき, 建て替えられた住戸に入るための経済的余裕のない高齢者は, 長年住み慣れた住宅を去らざるを得なくなります。</p> <p>大規模団地の建替えという大規模開発において, 最優先で考えることは, 希望する住民が住み続けられるようにすることです。建替えを行う事業者を構成する人は団地住民であって, 建替え後も以前と同じ生活を維持するにはどうしたらよいかを検討していきます。その際, 行政が, 新たに制定する景観基本計画をもって, 「建築物などの高さ, 形態・衣装・色彩などの規制誘導を図」ると, 住民が住み続けることができる建築物を作れなくなる可能性があります。景観基本計画を理由に, 経済的余裕のない住民がその地域に住み続けられなくなる様なことがあってはなりません。</p> <p>景観とは, 該当地区の外の周辺住民が眺めるものです。住民のいない工場跡地などの大規模開発では, 周辺地域の住民などが, 景観基本計画をもとに色々な意見を言うことはできるかも知れません。しかし, 大規模団地の建て替えを「大規模開発」ということにして, 住み続けたい住民を無視し, 周辺住民が景観基本計画をもとに意見を言い, 開発をそれに従わせることが起きたら, 経済的余裕のない住民は住み続けられなくなる可能性があります。それは行き過ぎのように思います。</p> <p>今回提案している景観基本計画の第3章, 4 景観まちづくりの具体的な推進方策の中の「大規模開発」では, 住民のいない工場跡地などの大規模開発と, 住民のいる大規模団地の建て替えを同列に扱っています。</p> <p>今回, 私が指摘している部分では, 大規模団地の年齢構成を考慮せず, 年金生活者が住み続ける, という視点が欠けていると思います。再考されることを望みます。</p>	<p>景観基本計画は, 市における景観行政の指針として景観形成の基本的な考え方を示すものです。個別具体の規制を定めるものではありません。</p> <p>なお, 景観基本計画や今後定める景観計画も, 良好な景観形成のための建築物の建築等に対する届出や勧告によるゆるやかな規制・誘導を図ることを基本とし, 次の段階として, 地域住民の合意形成を前提とした都市計画法などの諸制度を活用して, 地域ごとのきめ細かな景観形成を図る仕組みです。</p>
55	3章 崖線	<p>・P. 61崖線 「○ 国分寺崖線への眺望地点(ビューポイント), また, 国分寺崖線からの, 富士山などの眺望地点を指定し, 景観形成を推進します。」を追加すること。</p>	<p>景観基本計画は, 市における景観行政の指針として景観形成の基本的な考え方を示すものです。</p>
56	3章 崖線	<p>・良好な眺望地点(ビューポイント)を指定し, そこからの景観を保全することを記載すること。 国分寺崖線の眺望や, 富士山の眺望などなど, 眺望地点からの近景・中景・遠景を含めて良好な景観の保全に努めるべきである。</p>	<p>眺望の確保・保全は, 視点場及び視対象を十分に検討したうえで明確にしていくことが重要であり, このような景観形成にあたっての個別具体の指定などは, 景観計画の中で検討する予定です。</p>

番号	分野	意見・要望	市の考え方
57	3章 崖線	・P. 61 崖線 「○ 東京都景観計画の国分寺崖線基本軸による景観保護を引き継ぎ、さらに景観形成を推進します。」を追加すること。	
58	3章 崖線	国分寺崖線景観基本軸 東京都景観計画指定となっている、「国分寺崖線景観基本軸」について盛り込むべきである。	
59	3章 崖線	<p>(59ページ以降 景観まちづくりの具体的な推進方策 崖線)</p> <p>国分寺崖線の景観については、東京都の国分寺崖線景観基本軸の設定によって実施されている施策の問題点を洗い出し、それを解決する方策を見出して実行すべきです。</p> <p>① たとえば、国分寺崖線景観基本軸での、届出を義務付けた「特定行為」の定義は問題。です。道路は4車線以上とするなど、大変甘く、現実離れた規定。調布市独自の規定が必要。また、対象エリアのゾーニングが適切であるかの検討も必要です。</p> <p>② 都作成の「国分寺崖線景観基本軸の景観づくり」に掲載された「解説」で「やむを得ない場合」を安易に記述するのは問題。行政の裁量で、規定の実効性が骨抜きにされるような事態は許されないと考えます。</p> <p>③ 世田谷区には国分寺崖線保護条例がある。連携をとるために調布でも制定すべきではありませんか。</p> <p>④ 崖線の景観は、少し離れたところから連続する緑を眺めることでも、その価値が高まります。ところが、若葉町の崖線を、入間川の谷を挟んで眺めることができた東つつじヶ丘の視点場（ビューポイント）が住宅開発で立ち入りできなくなりました。現在、そこに隣接して小さな雑木林が残っています。ここを公有地化することによって（さらに入間川の親水公園にすることもありうる）、ビューポイントを保全できるのです。崖線の手前の建築物に対する制限だけでなく、こういった施策も採用すべきです。</p>	<p>景観基本計画においては、国分寺崖線景観基本軸を含む東京都景観計画との整合を図る旨を、序章はじめに「3 計画の位置づけ」に記載させていただいております。</p> <p>調布市は、今後、景観に関する取組を推進し、景観行政団体へ移行するため、東京都と協議してまいります。景観行政団体移行後、東京都景観計画の考え方を継承しながら、地域の特性を踏まえた、よりきめ細やかな景観施策に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>また、景観行政団体移行後、策定する調布市景観計画は、東京都景観計画に整合のとれたものでなければならないと考えています。国分寺崖線を含む個別の景観形成のための区域、形成基準については、景観計画において検討させていただきます。</p>
60	3章 崖線	概要版 4P 19P 国分寺崖線 崖線 国分寺崖線は東京都景観計画の国分寺崖線景観基本軸に指定されている。国分寺崖線の一部を形成する若葉町3丁目第1緑地、第2緑地は東京都の「位置」に含まれていない。東京都に変更を求めるとともにこの基本軸に基づき調布市で運営する際は若葉町3丁目第1緑地、第2緑地を含むように指定し且つ運営する。	
61	3章 崖線	<p>(59ページ以降 景観まちづくりの具体的な推進方策 崖線)</p> <p>国分寺崖線保全と都市計画道路整備の関係について、「景観まちづくり」の視点からどうすべきなのか、を明確に記述すべきです。優先整備路線とされている3・4・10号線については、市民との協議が積み重ねられ、市による環境調査も実施されて、判断材料が蓄積されています。少なくとも、景観や環境への負荷を選定基準にしないまま「優先整備路線」に選んだ、従来の道路行政の在り方の問題を指摘すべきです。また、この基本計画でも写真が掲載され、仙川崖線の一部をなす白百合女子大学キャンパスを分断する都市計画道路・調布3・4・13もあります。これも「景観まちづくり」を本気でやるなら、計画の廃止に向けた検討を行うべきです。</p>	<p>景観基本計画は、市における景観行政の指針として景観形成の基本的な考え方を示すもので、個別具体の事業については個別の施策の中で検討していくこととなります。</p>
62	3章 崖線	はげの緑の保存をより重点的に行う必要があると感じています。品川通り延伸の際は是非、はげ部分はトンネルにさせていただきたいと思います。	
63	3章 道路空間	・P. 63 道路空間 「○ 違法な路上駐車を取り締まりを強化し、沿道景観の美化に努めます」を追加すること。都道調布3・4・17号線に早朝大型ダンプカーなどが長時間駐車している光景は好ましくない。	<p>ご意見について、景観施策としての規制はできませんが、良好な沿道景観の形成についての貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
64	3章 道路空間	誤字訂正 道路空間において、無電中化→無電柱化に訂正を。	<p>ご意見のとおり修正します。</p>
65	3章 道路空間	・P. 68 公共公益施設 これまで都市計画道路の整備により、国分寺崖戦や野川の良好な景観が失われてきている、また、沿道の用途地域の指定変更により、住宅地の良好な景観が損なわれてきているので、「○ 都市計画道路の整備の検討においては、周辺の景観や環境に配慮します。」という項目を追加すること。	<p>いただいた意見については、第3章景観まちづくりの推進方策 「4 景観まちづくりの具体的な推進方策」の道路空間の箇所で「今後整備する道路については、街並み景観や環境に配慮した検討を行います。」と記載しています。</p>
66	3章 駅前商店街	・P. 64 駅前／商店街 中心市街地の駅に限らず、「○駅前広場のシンボルツリーやモニュメントなどによる景観形成を図ること」を追加すること。具体的に例示すると、仙川駅前の桜の木を景観重要樹木に指定し、景観価値を高める。	<p>景観基本計画は、市における景観行政の指針として景観形成の基本的な考え方を示すものであり、個別具体の事業については個別の施策の中で検討していくこととなります。景観重要樹木の指定等については、景観計画の中で検討する予定です。</p>

番号	分野	意見・要望	市の考え方
67	3章 駅前商店街	・P. 64 駅前／商店街 「○ 駅前／商店街の中の眺望地点（ビューポイント）からの良好な景観を維持します。」を追加すること。たとえば、仙川駅前からの富士山の眺望は維持されるべきである。	景観基本計画は、市における景観行政の指針として景観形成の基本的な考え方を示すものです。 眺望の確保・保全は、視点場及び視対象を十分に検討したうえで明確にしていくことが重要であり、このような景観形成にあたっての個別具体の指定などは、景観計画の中で検討する予定です。
68	3章 駅前商店街	・P. 64 駅前／商店街 「○ 駅前や商店街での路上喫煙をなくし、駅前や商店街での景観の美化に努めます。」を追加すること。 調布市都市美化の推進に関する条例では、ポイ捨てのみが禁止されているが、駅前や商店街での喫煙そのものが景観を損なっている。	喫煙そのものが、景観を損なっているのご意見については、様々な議論が必要であり、喫煙対策については、景観施策の中では対応できかねます。
69	3章 駅前商店街	・P. 64 駅前／商店街 「計画性のある駐輪場整備による放置自転車の解消」とあるが、具体的にどのような政策をイメージしているか伺いたい。駅前の通勤用などの自転車と違って、商店街での買い物利用客用の自転車は、利便性やまちのにぎわいを示すものでもあり、大型駐車場と別の政策がとられるべきである。	
70	3章 歴史文化	・P. 66 歴史文化資源 「○国分寺崖線，，，などを結ぶ調布の魅力を感じる回遊性のある散歩道・遊歩道の整備を検討します。」とあるが、具体的にどのような整備を何年かけて検討しようとしているのか示されたい。 すでに一部の地域は、東京都が指定する「雑木林のみち」の調布若葉町コースに含まれている。散歩道・遊歩道の整備を時間をかけて「検討」する間に、例えば退色した既存の案内標識などの更新や、眺望地点（ビューポイント）の指定など比較的容易にできる施策を速やか実施すべきであり、そのような「整備を行います」という記述をついかすること。	景観基本計画は、市における景観行政の指針として景観形成の基本的な考え方を示すものであり、個別具体の事業については個別の施策の中で検討していくこととなります。
71	3章 公園・緑地	・P. 67 公園・緑地 市民の普段の生活圏の中の公園が不足しているため、積極的に公園や緑地の整備を進めるべきである。たとえば風揚げのできる公園、ボール遊びのできる公園など極めて稀である。このような記述を追加されたい。	
72	その他	観光資源の多様性をもっとアピールし例えばその地域のテーマに沿った観光地を巡るスタンプラリーを行えば一つ一つは小さな観光地も大きなまとまりとして扱うことが出来、その地域の景観整備に役立つと思います。	ご意見のとおり、地域の景観資源の多様性を発見、共有することにより、景観形成に向けた意識の醸成などが図られると考えます。スタンプラリーについては、今後の参考とさせていただきます。
73	その他	・景観賞創設の提案 他の自治体では、景観基本計画の推進の中に景観賞の創設をうたっているところもあり、それが景観への関心、啓発に役だっているようにも思います。 景観は日々変化していきます。常に景観への関心を維持していくためにも、調布でも景観基本計画の中に景観賞の創設を入れてみてはどうでしょうか。ご検討いただきますようお願いいたします。	ご意見については、今後の景観施策の中で検討させていただきます。

番号	分野	意見・要望	市の考え方
74	その他	環境軸モデル地区 東京都の「環境軸モデル地区」となっている，調布保谷線/深大寺通り・神代植物公園について盛り込むべきである。	
75	その他	関係法令他との関係 総合性の確保と関連する制度との連携 景観法の諸制度や都市計画等を一体的に検討して，総合的な施策の推進を図れているかの考え，記述が必要。 今後，運営するにあたり問題となる恐れがあり，次の項目に関し具体的な内容を明確に記述しさらに今後のパブリックコメントの対象とする。 一体的に検討することが必要な関連する施策： ・都市計画 景観計画等景観法に基づく措置との互いに補完や役割分担 ・建築基準法に基づく各種規制誘導措置との連携 ・屋外広告物行政との連携 ・緑関係行政との連携 ・公共施設 景観計画への位置づけによる公共施設担当部局との連携 ・文化的景観 文化財保護行政との連携 ○景観計画区域又は景観地区内から重要文化的景観を選定	
76	その他	景観基本軸等指定された内容，範囲を見直しし再設定することができることと及び，このために必要なルール化を明確にする。	
77	その他	届出対象行為景観形成基準を明確にし，具体的に明記しておく。 法第16条第7項第11号の条例により，適用除外が可能 具体的な届出対象について，景観行政団体が必要に応じて追加して選択することも，適用除外を設けることも可能とあり，結果的に景観を守れず抜け道の条項となりかねないため。	景観基本計画は，市における景観行政の指針として景観形成の基本的な考え方を示しております。いただいた意見については，今後の景観計画，景観条例の検討にあたっての参考とさせていただきます。
78	その他	都市計画法・景観法での景観計画と景観地区並びに準景観地区の指定，認定に関し調布市はどのような手続き，ルール，体制なのかを明確にしておく。	
79	その他	景観協議会，管理協定に関し調布市はどのような手続き，ルール，体制なのかを明確にしておく。	
80	その他	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定，認定に関し調布市はどのような手続き，ルール，体制なのかを明確にしておく。	
81	その他	景観協定，景観協定に関し調布市はどのような手続き，ルール，体制なのかを明確にしておく。	
82	その他	景観基本計画に関する手続き 審議会のあり方 地域ごとに検討会を開催し，その近辺に居住する住民による審議を行う。生活の視点からの景観についての取り組みが重要で近隣の住民による審議が必要。	
83	その他	第3章について ・(57ページ 総合的な景観政策の展開)景観基本計画策定委員会のための資料に掲載された「今後のスケジュール」(案)では，平成24年度に条例を制定することとしているが，パブリックコメントが予定されていません。なぜですか。パブリックコメントを実施すべきです。	ご意見のとおり，平成24年度の景観条例の制定に向けて取り組みます。また資料には記載しておりませんが，条例案がとりまとまりましたら，パブリック・コメントを実施させていただきます。
84	その他	平成23年度第1回調布市景観基本計画策定委員会 資料1 景観基本計画について 13 今後のスケジュール ①この案は変更があったのか？もしあれば変更点は何か。 ②平成24年度 ア.景観計画検討と景観条例は条例案，策定・公布となっている。これは条例に基づき計画を策定するのか。 景観基本計画に基づき条例案を策定するのであれば景観計画は実施計画なのだから毎年策定すべきではないか。 イ.⑤市民参加はワークショップのみだが各々の地区の住民も参加するよう変更すべき。	策定委員会資料に示しているとおり，次年度以降，景観計画の策定，景観条例の制定など景観行政団体への移行に向けた取組を実施していきます。具体的取組のスケジュールについては策定委員会資料などで情報提供させていただきます。 また，景観計画は景観法に基づき景観行政団体が策定する法定計画であり，景観計画区域，形成基準などを定めるものであり，毎年度策定する実施計画ではありません。 次年度以降の市民参加の具体的な方法については，検討のうえ，ご参加いただけるよう周知を図っていきます。

番号	分野	意見・要望	市の考え方
85	その他	<p>上位関連計画との予算策定，執行に関する件            上位関連計画，すなわち調布市基本計画，都市計画マスタープラン（平成10年6月），地域別街づくり方針（平成22年3月），調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例，関連計画の調布市環境基本計画・調布市緑の基本計画（平成23年3月）・調布市総合交通計画とどのように整合性を取るのか，市庁内の組織と権限を明確に記載し，このプロセスをビジュアル化し審議会や記録の開示を明記する。</p>	<p>今後も，市報，ホームページ，景観だよりなどを活用しながら，市の景観施策について情報発信に努めてまいります。</p>
86	その他	<p>その他            第2回調布市景観基本計画策定委員会参考資料            調布市の坂道の名称一覧（名称のある坂のみ）            ○武蔵野段丘の坂 追記が必要            所在地 若葉町3丁目20 坂名 下屋敷坂 若葉図書館の北側の坂</p>	<p>策定委員会資料は，調布市の古道・坂道・水路・橋（調布市教育委員会）を転載したものと            なっています。ご意見については，参考とさせていただきます。</p>